

平成 25 年度健全化判断比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、平成 25 年度健全化判断比率を次のとおり公表する。

(単位 : %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (14.16)	— (19.16)	14.7 (25.0)	94.9 (350.0)

備 考

- 1 実質赤字比率又は連結実質赤字比率がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載
- 2 早期健全化基準を括弧内に記載

平成 25 年度資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、平成 25 年度公営企業の資金不足比率を次のとおり公表する。

(単位 : %)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
水道事業会計	—	令第 17 条第 1 号
公共下水道事業特別会計	—	令第 17 条第 3 号
農業集落排水事業特別会計	—	令第 17 条第 3 号
住宅団地整備事業特別会計	5.8	令第 17 条第 4 号

備 考

- 1 資金不足額がなく資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載
- 2 経営健全化基準は 20%